

岡山市入札外部審議委員会の概要

令和7年第2回岡山市入札外部審議委員会（以下「審議委員会」という。）を下記のとおり開催しましたので、その概要についてお知らせいたします。

記

1 開催日

令和7年7月10日（木） 10時00分から12時00分まで

2 開催場所

岡山市水道局 6階 多目的ホール

3 出席委員（敬称略 五十音順）

小野 絵美，天王寺谷 達将，野田 尚紀，矢吹 香月，山本 智佳

4 事務局

（1）岡山市財政局 小川次長

契約課 川西課長，佐守工事契約担当課長，松原課長補佐（物品契約係長），
大西指導係長，寺田管理係長，重年副主査，兒子主任

（2）岡山市水道局 服部次長

管財課 御幡課長，樋口課長代理，高田契約係長，岸本副主査，尾崎主任

5 会議次第

1 入札契約制度の改正について

2 令和6年度契約状況等の報告について

（1）岡山市契約課

（2）岡山市水道局

3 抽出事案について

（1）岡山市

・工事契約

（2）水道局

・工事契約

4 その他

6 会議概要

1 入札契約制度の改正について

委員：随意契約によることができる金額の引き上げについて、約40年ぶりの法改正で、政令指定都市の半分が同様に引き上げをされたとのことでしたが、どの程度引き上げるかは各自治体の裁量になりますか。それとも一定程度国から指針が出されるようなものですか。

市当局：地方自治法に別表があり、上限額というように定められています。たとえば建設工事なら250万円だったものが、400万円に改正されたので、改正済の政令市についてはそれと同額に改正しています。

委員：その改正が最近あったのですか。

市当局：この4月にありました。

委員：建設工事の配置基準について、請負額の半額が下請に出された場合でも適切な技術者を配置できるように設定しているということでしたが、半額以上になる場合はありますか。

市当局：数は少ないがありますが。その場合は当然建設業法に基づいて行う必要があるので、入札参加資格条件では特定建設業の許可や監理技術者の専任を求めているなくても、その時点で配置をしていただくようになります。

2（1）岡山市契約課の令和6年度契約状況等の報告について

委員：小規模工事の発注状況について、冒頭で説明された随意契約の金額の引き上げに伴う影響で、こういうまとめ方をしたときの基準も変更にもなりますか。

市当局：改正がこの4月なので、今回の資料には影響はありません。ただ、来年度に比較するときは、基準額が違うものを並べることになるため、差が出てくる可能性はあります。

委員：今後は小規模工事の領域が増えるイメージですか。

市当局：物価高騰を踏まえると、大きな差は出ないかもしれません。

委員：小規模工事の金額が減っているのは、物価高騰により上限を超えて本工事に移行しやすいのも影響していますか。

市当局：そうわれます。

委員：令和3年度からの工事額の数字をみると、工事の全体額がだんだん減っていますが、岡山市の工事は多かったときからピークアウトしているのとらえてよいでしょうか。

市当局：工事を出すタイミングにもよるので、たまたま減っているのではと思われます。令和6年度は280億円減っていますが、令和5年度は学校のエアコン工事が、令和4年度は新庁舎関係工事が加味されていると考えられます。

2（2）岡山市水道局の令和6年度契約状況等の報告について

委員：指名停止状況は、岡山市と一緒にですか。

市当局：岡山市と一緒にです。

委員：指名留保のところは、「工事又は委託等の評価がよくないとき」が、岡山市は1件で水道局が2件になっていますが、1つ水道局で増えているということですか。

市当局：工事の評価点が悪かったので指名留保をしています。こちらの指名留保については、岡山市は留保しない判断をされました。

委員：市は留保していないが、局は留保したので水道局の方が1件多いということですか。

市当局：左様でございます。水道局の工事について評価点が悪かったので、水道局の業者について留保しました。

委員：指名停止の状況でいうと、水道局と岡山市で業者のずれがあるかと思いますが、そういうのは関係なく、たとえば岡山市にしか物品をおろしていない業者についても、水道局としては指名停止をするという考え方ですか。

市当局：左様でございます。

委員：先程の評価がよくないという、定性的というか、数字で決まらない情報については、独自の判断もあるということですか。

市当局：そのとおりです。

3（1）抽出事案「一級河川倉安川流域治水対策河川工事(6-2)」

委員：この案件は、積算上の誤りがあったということで、こういったことに対して、どういった対応をするのか、どういった体制を市の方でとっているか教えていただきたいです。

市当局：今回積算上に誤りがあって、入札価格とひらきがかったということですが、公告をしてから一週間程度、質問を受け付けます。積算資料を業者が確認して、疑問があった場合は質問してきます。本来は間違いがあってはいけないが、質問期間中に、ここは間違っていないかと質問があがってきた時に、岡山市では、間違いがあって、直せるものでなかった場合、入札を取りやめたりします。ただ、今回の場合は、質問がなかったことによって、入札が進行してしまったものです。

今回の場合は、見積参考資料で河川工事としないといけないところを道路改良と書いてあるがおかしくありませんかという質問があれば、この入札は続行不可能となっていたと考えます。

委員：今回は許容価格、最低制限価格自体が誤っていたのとは違うのですか。

市当局：そうです。岡山市が積算した金額は正しかったのですが、それをリードする積算参考資料に誤りがあって、業者がミスリードされてしまって、そちらの方で計算してしまったというものです。

委員：入札者の方が質問しないとそのまま進んでしまうということなのですが、積算する時に河川の方で積算しておいて、入札する価格が低いということなので、そこで気付かなかったのですか。

市当局：気付くべきというのが本来のところですが、今回は積算資料の確認に不備があった、確認不足だったと思います。

委員：1回目5社、2回目も4社応札しているので、その業者は開札後に積算疑義の申し立て

ができるのでしょうか。

市当局：今回は、全社失格となって、入札はそこで終了となりましたが、仮に1社が最低制限価格より上で応札された場合、その後、応札した業者には金入り設計書が開示されます。その時に自分たちが積算した内容と、開示された内容を見比べて、ここが違うのではないですかと疑義の申し立てをすることができます。疑義の申し立てがあって、違うというのが判明したら、入札はやり直しになる場合もあります。

委員：今回は、すべての業者が失格になったのですが、この工事はもう一度出し直しということになるのですか。そのことについて、業者に連絡はしているのですか。

市当局：ホームページで公表しているので、明らかになっています。

委員：失格の理由を業者へ伝えるのですか。

市当局：失格の理由は伝えていませんが、失格というのは、最低制限価格より下だったという認識はあり、その原因が何かというのは、わかると思います。

委員：再度入札する時には、強調とかするのですか。前回入札して失格になられた方は、理由がわからなく失格になっている中で、再度公告がでた時に、違いを強調されているのでしょうか。

市当局：ここが違っていましたとはアナウンスはしません。ただ業者の方も何が間違っているかを検証して、分かっていると思います。

委員：通常は見積参考資料とかの質問が来て、誤りがあった場合に指摘があるということですが、ここは違いませんかという指摘はどれくらいありますか。

市当局：違いませんかというのはほとんどなく、岡山市がどういう考え方をしていますかという問いかけになります。

委員：結果として違っていたということで、出し直す頻度はどれくらいありますか。

市当局：何十件に1回くらいはあります。

委員：内部統制の考え方として、相手の動きに期待した内部統制の構築をしてしまうと、向こうも商売ですから、有利不利があつて、自分たちに不利になることは指摘するでしょうけど、これは間違えているとわかっているものもあると思う。

こういう岡山市として出すものに関していうと、自分達で完結する内部統制を構築して、チェックなり何なりで間違いを潰していく努力をしなければならないと思う。もちろん人間なので間違えることはあると思うのですが、そこをどう考えるかという話です。

本質的なところでいうと間違っただけを出したという原因追及とその対応策がある案件であつて、結果的に出てきた結果というものは、たまたま偶然流れただけであつて、ここから何を学ぶかという話かなと私は思います。

委員：今回の見積参考資料として示したものが違つていたと岡山市が認識したのはどのタイミングですか。

市当局：入札が終わつて、全社失格となつた時点で、担当課にその理由を投げかけたときに見積参考資料の一部に誤りがあつたというのがわかりました。

委員：積算方法が市が出したのものによって、皆さん間違えた方法をとられたので見直したということなので、それがわかつた時には、何かやり直しの方法がないのですか。

市当局：積算疑義が出たときに、軽微な間違いであれば、検証の結果、続行することはあります。今回の場合は、経費の部分が互いに大きくひらきがあつたので、どんな方法であっても取下げになっていたと考えます。

3（2）抽出事案「三野浄水場粉末活性炭貯留槽設置工事」

委員：もともと増設を計画していたのでなくて、最初に投資したときはもっと多額な投資があつてこれが増設というか追加の事後的な環境の変化によってこれだけのお金がかかることになった事案である。

最初に投資したときは当然こういうことを想定していないので、増設することを見込んだ入札の検討はしていないと思う。今回これが起きた時に、もう一個これを付けなければならないというのを検討しましたかというのは聞いてみたい。今後、水質が悪くなるということを想定して、それでもやっぱり今の方式を続けなければいけないのか、さらに何年後かわからないが、この設備を5年後とか10年後に同じところから買わなければいけないのかどうなのか聞いてみたいです。

市当局： 水質悪化についての検討というのは担当課からは聞いていません。

今現在の水質が急激に悪化して、その関係で今の設備状態ではよくないということで、現状を何とか早急に対応しないといけないとのことで検討を行い実施したものです。今後さらにどう環境が変わるのかというところまでの検討は担当課からは聞いておりません。

委員： 2つの方式がある中で、今回の方式の方が安くてということですが、それぞれメリット、デメリットがあるということですよ。今までこういった直接活性炭を入れるもので気候の変動などの環境の変化に対応できなくなっていると考えたときに、コストがかかっても溶解槽の方だと、液を調整しながら注入していくということで、対応とかが上手く環境変化に対応できるというので2つの方式があるのではないかと思います。そうした場合には業者が増えるのか、環境変化に対応できるのではないかと検討をしたのですか。

市当局： 溶解槽は活性炭を水に混和して沈砂池に流すので、よく混ざるのではないかとということですが、岡山市と他の自治体と違うのは、直接粉末方式については、池に水がしっかり貯まっていないと混ざらない。川の水位が変わったら、他の自治体では、池の水位が変わるらしく、池の水位の調整ができない自治体では、しっかり活性炭を予め混ぜたものを入れる溶解槽方式の方がいい。岡山市は、スペースがないというのと沈砂池の調節ができ、水位を上げたままに出来るので、それだと直接注入方式の方が混ざりやすいと聞いている。そういった理由で直接注入方式にしたとのこと。

他の自治体と岡山市では、状況や環境の違い、沈砂池の水の上げ下げが出来るかで、溶解槽方式か直接注入方式か分かれていると聞いています。

(終了)